

ヘレニズム期カリアにおける *eis ta patrika*

——概念、手続きそれとも習慣？——

リエット・ヴァン・ブレーメン

訳：師尾 晶子

[解題]

ここに訳出する Riet van Bremen 氏と Alexander Herda 氏の論文は、いずれも 2016 年 3 月に国際ワークショップ参加のために来日した折に報告されたものである。Van Bremen 氏の論文は、京都大学で開催された「小アジアワークショップ：小アジアにおける《ギリシア化》の過程」（科研費補助金 No. 25370868 [代表：師尾晶子]、京都大学西洋史研究室共催、3 月 19-20 日）で報告されたものである。また、Herda 氏の論文は、3 月 25 日に東京大学向ヶ岡ファカルティハウスで開催されたセミナー（上記科研費補助金と No.24520831 [代表：栗原麻子] の共催）での報告をもとにしたものである。なお、同セミナーでは van Bremen 氏も *The Gortynian Neotas* というタイトルで報告されたが、これについては岡田泰介訳「ゴルテュンの *neotas*」『高千穂論叢』51-4（2017 年 3 月）として公刊されている。

Van Bremen 氏は UCL の上級講師でヘレニズム史を専門とする。とりわけヘレニズム時代の小アジアに造詣が深い。既発表の論文の大部分が碑文研究にもとづいていることから分かるように、すぐれた碑文学者としても知られる。近著では W. Blümel と J.-M. Carbon と共著で *A Guide to Inscriptions in Milas and its Museum, Istanbul, 2014* [2016] がある。

本論文は、カリア地方、とりわけミュラサの土地賃貸借契約に関する碑文にあらわれる *eis ta patrika* という用語の由来とその内実を問うことから、ヘレニズム時代のカリアの社会制度および法制度がいかなる文化背景のもとに作られ、独自の発展をとげたのかを考察したものである。*Eis ta patrika* という用語はマケドニア起源であり、ミュラサへはヘカトムノス朝からマケドニア王朝へと支配者が交代された後に導入されたと推測する一方、そのコンテキストはマケドニアの事例とは異なることを示し、ヘレニズム時代における複雑な文化の受容と交錯、その変容のあり方を描き出している。口頭報告原稿ゆえに註はほとんど付されていなかったが、配付資料とパワーポイントスライドから参考文献を補える場合には、著者註として脚注に加えた。また本文中の [] は訳者の補いであり、註の [] は訳者による書誌情報の補いである。

このワークショップのテーマである《ギリシア化》*Hellenization* は、芸術や文化、言語といったレベルにおいてのみならず、制度や法慣行、政治慣行、そしてそれらの概念化にもおよびました。マウソロスの時代にカリア西方の小さな共同体がポリスという用語を取り入れたこと、あるいは政治手続きを表現するのにギリシア語の政治用語を取り入れたことといった最初期の事例を思い浮かべれば十分でしょう。合意形成は主要民会において決議をとっておこなわれ、父祖伝来の制度が参照すべきものとされました。アミュゾン最古の公文書 (Robert, Amyzon 2) はその典型です。自分たちの社会が市民社会であるとみとめ、主要民会の決議において、ペルシア人のバガダテスをアルテミス神の神殿管理人に任命し、サトラペスたるマケドニア人のアサンドロスの提

唱とデルフィの神託にしたがって彼に市民権と免税特権を与えました。決議の年月は、マケドニア王フィリポス・アリダイオスの治世年（治世4年目＝前321/0年）、アサンドロスがサトラペスであったこと、現地の暦月でマルセリオス月であったこと、さらにおそらくはマケドニア人が司ったプロスタテスの名、アミュゾンの種々の役職者、すなわち3名のアルコン、境界監督官、アルテミス女神財務官の名と、王家の役人メナンドロスの名によって示されました。ギリシア、マケドニア、ペルシア、カリアの要素が、そして王朝的要素と市民的要素、宗教的要素が含まれていたのです。

外部組織の原理を採用するというにはどのような意味があるのでしょうか。制度や手続き、社会習慣自体の根本的变化を示しているのでしょうか。だとすればそれらはどのように概念化されているのでしょうか。あるいはここに見いだされるのは、単に既存の体系に新しい語を当てはめたということであって、《ギリシア的なもの》の表面的な見せかけに過ぎないのでしょうか。つまるところ、社会というものは、自分たちの審議機関や決議機関を文化全体にわかりやすいやり方で組織するものであって、別名を与えたところでさしたる意味はないのかもしれませんが。それでも、その名称がアテナイ由来なのか、あるいはロドス、マケドニア由来なのか、総称的に《ギリシア》由来なのかどうかということには、決定的な違いがあるのです。

本日、私はこうした大きな問題について、ヘレニズム時代のカリアのミュラサに焦点をあてた事例研究から検討しますが、前の報告でアレクサンダー・ヘルダ¹が示したように、《ギリシア化》というテーマ[の視野]を拡大したいと思います。まず《ギリシア化》というのは、古典期およびヘレニズム時代に存在していた文化の複雑な相互関係や相互影響を語る一つの方法に過ぎないことを示します。第二に、ある文化のどの側面が別のものに変容していったかというプロセスを検討することによってテーマを深めたいと思います。すなわち、どのようなネットワークを通じて、あるいはどのような行為主体をとおしてこうした変化が生じたのか。誰の決意によってなのか。下からの変化なのか、それとも上からなのか。たいていの場合、このような問いに答えるのに十分に正確な情報はありません。以下では、ミュラサの事例研究を通して、ときに個々の事例は変化を一般化するのに有用なものとなりうることを、ときに幸運にも正確にその瞬間をとらえることが可能なことを示したいと思います。

本題に入る前に、舞台となる地域について簡単に説明しておきましょう。ミュラサについては改めて紹介する必要はないでしょうが、都市のプラン[図1]とGoogle Earthの衛星写真[省略]を示しておきます。広域図はミュラサと関連する周辺地域を示しています[図2]。まず、ラブラウンダのゼウス聖域と小さなポリス、オリュモスとそのアポロン・アルテミス聖域。両者は境界を接しています。両ポリスともに前3世紀の間にミュラサに統合されました。次にカリア地方の神シヌリの聖域とシヌリ神官が率いるシュンゲネアイア[字義どおりには「ゲノスを共にする者たち」という意味で、カリアのいくつかのポリスでは部族の下部組織として知られている]。シュンゲネアイアもまたギリシア語ですが、シヌリの場合、この地方の共同体の実態を示していることは確かです。シヌリも事実上ミュラサに統合されました。それから、ヒュダイと推定されている場所。ヒュダイもある

時点でミュラサに統合されました。ミュラサの北方にはアリンダの要塞がありますが、ここは私の事例研究の主人公であるセレウコス朝の将軍オリュピコスが拠点をおいていたところ²。最後に少々離れたところに位置するポリス、ヒュラリマ（そして地図の北端にはアミュゾンが目に入るでしょう）。

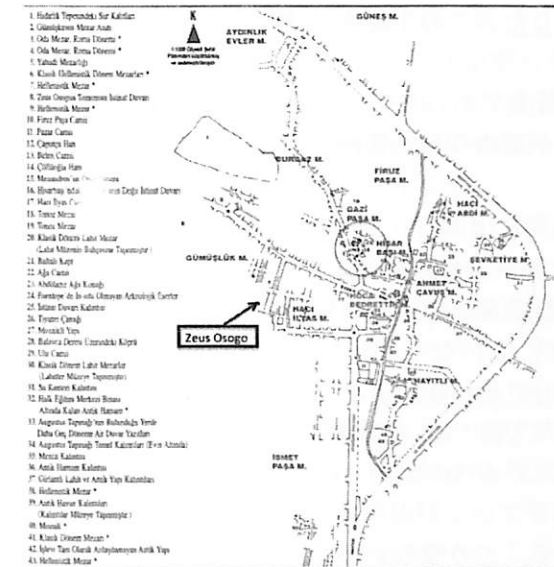


図1 ミュラサ



図2 ミュラサと周辺地域

広域のミュラサ地域からは、ヘレニズム世界における土地取引に関する最も完全で重要な100枚以上からなる一連の碑文の一つが出土しています。それらがヘレニズム時代の正確にいつのものであるかについては論争があり、前2世紀後半から前1世紀初めのものであるという説と、前3世紀後半から前2世紀前半という説との間で意見が分かれています。碑文にあらわれるプロソボグラフィから確実に言えることは、これらの文書がおおむね3世代、すなわちおよそ100年間をカバーするものだということです。ほとんどの文書にはミュラサの3部族のうちの1つであるオトールコンデイス部族 Otōrkondeis が関わっています。1つだけ、3部族のうちの別の部族（ヒュアルベシュタイ部族 Hyarbesytai）が現れます。さらに、同様の文書——そして同様の手続き——は、オリュモスとヒュダイからも知られています。いずれの場合も受益者はアポロンとアルテミスでした。またシヌリからも知られており、ここではポルムネス・シュンゲネイア Pormounes がシヌリ神のために土地を獲得しました。取引の手続きの性格について、主としてオトールコンデイス部族が公開した文書にもとづいてごく簡単に概観しておきましょう。ここでは微少な地域差については無視しておきます。

オトールコンデイス部族の神はゼウス[オトールコンデイスのゼウス: Zeus Otōrkondeōn]でした。神は、というより実際には部族はミュラサの東部と南東部の平野部にかねてより地所を保有していました。しかしながら、前2世紀の間に、というよりおそらく前3世紀後半には、オトールコンデイス部族はさらに多くの土地をゼウスのために購入し、

² R. van Bremen, *Olympichos and Mylasa: a New Inscription from the Temple of Zeus Osogō?* *EA* 49 (2016) 1-26.

¹ [A. Herda, *Persian, or Greek, or Karian? Hekatomnid Karia and its Legacy* (Oral, 19 March 2016)].

それらを個人に賃貸しました。売買と賃貸に関する文書は、神殿の囲壁に刻まれました。現存の多くの断片から、一連の手続きを再構成することが可能です。これらは私的な取引ではなく、部族が意志決定のプロセスに関わっていました。

まず、土地区画の購入を決定する部族の決議があります。部族に土地を売却しようとした者への回答という形をとるのが一般的でした。この手続きは3段階構成になっていました。

- a) 部族によって選出された買い手の委員会であるクテマトーナイ *ktêmatônai* が民会に出席し、市民 X が自身の土地を定められた価格で売却しようとしていることを宣言します。
- b) 当該市民 X あるいは別の市民 Y が民会に出席し、この土地の賃借をおこないたいと宣言します。次に賃借に当たっての厳密な条件が示されます。多くの場合、賃借人となったのは売却者本人で、彼は自身の土地を世襲の賃貸借地、すなわち *misthōsis eis patrika* として受け取ることになりました。
- c) 定められた条件で土地を購入し、次いでそれを賃貸に出すという部族の決議。その後、通常、1) この決議、2) 購入文書、3) 土地所有に関する文書、4) 賃貸文書の写しを刻文し、オトールコンデイスのゼウスの神域に建立せよという決定がつづきました。

次に売却ないし購入に関する文書があります。この種の文書は、上述の決議の文末で述べられてはいますが、ミュラサでは碑文の形では現存していません。一方、オリュモスではいくつかの文書が碑文に刻まれて現存しています。

第3に、クテマトーナイによる売却地の取得 (*[embasēōs chrēmatismos] embasis* に入る)に関する文書があります。土地の元所有者はクテマトーナイとともに土地に入り、境界を一回りしました。境界を接するすべての土地所有者は証人と称されました。厳密な地勢図の描写がこれにつづきます。

最後に実際の賃貸契約文書 (*misthōsēōs chrēmatismos*) があります。オトールコンデイス部族の2名の財務官が土地を賃借人に貸し出します。正確な場所と境界が言及されます。賃借人は土地を世襲の賃借地 (*eis patrika* あるいは *eis ta patrika*) として保有します。このあと上述の決議の文言と正確に対応する賃貸に関する厳密な文言がつづき、そこには支払いについての取り決め、支払期日、支払い強要の可能性などが含まれました。賃借人には保証人が求められるのがふつうで、保証人は最初の10年分を担保しました。

このすばらしい一連の文書については、これまでも多くの研究がなされてきましたが、ごく最近では、ギリシア世界の賃貸借についてのイザベル・ペルナンの著作がありません³。いまだ未解決で、文書自体が答えてはくれない核心となる問題は、まず何よりも第一に、なぜ広域ミュラサにおいてこれほど多くの土地が、周到な購入手続きを経て世襲の賃借地 *eis ta patrika* として、たいていは元所有者に賃貸に出されて神々の手中におかれたのかということです。そして第二には、文書のクロノロジーに依存するところが

³ I. Pernin, *Les baux ruraux en Grèce ancienne : corpus épigraphique et étude*. Travaux de la Maison de l'Orient et de la Méditerranée, 66, Lyon, 2014.

大きく、しかもそれ自体が問題なのだけでも、なぜこのような現象が前2世紀に集中しているように見えるのかということです。どんな歴史背景がこのようなきわめてユニークな手続きと状況を生み出したのでしょうか。このような大きな問いに答えるためには、端的に言ってクロノロジーに関するさらなる研究が必要です。その過程で明らかになってきていることは、集中していると言ってもいいのは大げさすぎる言い回しだろうということです。すなわち、文書の年代を明らかにできないとしても、[この現象が] おおよそ3世代にわたってつづいたということは明らかです。3世代という時間は、こうした現象を生み出した背景に特定の歴史的事件を挙げるには長すぎ、単一の原因から説明しようとするにもおそろしく長すぎます。

これらは重要な問題ではありますが、本日の報告では取り扱いません。そうではなく、売却、神のための取得、賃貸借というプロセス全体にみられるきわめて重要な一側面に注目したいと思います。すなわち、賃貸借の世襲的な性格と、とりわけ法的概念を示すために用いられた用語に着目してゆきます。土地の賃貸借はギリシア世界においてはきわめてよくあることでした。*misthōsis*、*misthōō*、*misthōmai* といった用語は、それ以前ではないにせよ古典期にまでさかのぼります。賃貸借された(あるいはむしろ記録が残っている取引というべきかもしれませんが、それは別の問題です)土地の大部分はおそらく神々の所領であり、共同体によって管理されるのがふつうでした。アッティカではポリスやデーモス、時に結社のようなより小規模なグループによって、デロスとデルフィでは隣保同盟によって管理されました。ないわけではありませんでした。永続的に賃貸借したり、世襲の原則によって賃貸借することは一般的ではありませんでした(両者は完全に同一だというわけではありません)。こうした慣行は、おおむね前4世紀後半から知られています(たとえば、[上述の]ペルナンの著書、またアテナイについてはニコラオス・パパザルカダスの近著⁴で議論されているとおりです)。用語はさまざまですが、最もよく用いられたのは、*eis aei* [永久に]、*eis ton hapanta chronon* [ずっと永久に]、あるいは *kata biou* [生涯の間] でした。

ミュラサの手続きに関しては、次のように述べられてきました。すなわち、ドイツ語からいささか自由に意識するならば、ミュラサの人びとは、「世襲の賃借地という概念を、経済構造を一変させた社会の法的枠組みを構築するために使った」のだと(ドイツ語原文: Man hat von der Erbpacht, wie sie uns in den Urkunden aus Mylasa entgegentritt, mit gewissem Recht gesagt, daß dabei die bloße Form der Langzeitpacht... dazu benützt wurde, ein wirtschaftlich völlig anderes Geschäft rechtlich zu konstruieren: 土地の賃貸借契約については、ミュラサの文書にみるように、ある程度の確信をもって次のように主張できよう。すなわち、長期にわたる賃貸借契約という単純な形式が、経済的には全く別物の取引を法的に正当化するために使われたのである)⁵。このことは、ミュラサの取り組みがいかに重要なものであったかを今一度思い起こさせることになるでしょう。

さて用語に立ち戻りましょう。広域ミュラサをのぞけば、この語 [*eis patrika* およびその

⁴ N. Papazarkadas, *Sacred and Public Land in Ancient Athens*, Oxford, 2011.

⁵ [D. Behrend, *Rechtshistorische Betrachtungen zu den Pacht dokumenten aus Mylasa und Olymos, Akten des VI. internationalen Kongress für griechische und lateinische Epigraphik*, München, 1973, 149].

類似語] はマケドニアとアンティゴノス朝支配下のテッサリアからしか知られていません。そこでは *em patrikois* という形式が用いられています。言語学的には *eis patrika* と *em patrikois* の差異は微少なものです。しかし、その文脈は異なります。マケドニアでは、*em patrikois* という表現は前4世紀後半から知られていますが、少なくとも1枚の碑文から知られるように、その初出は前4世紀半ばのフィリポス2世の時代にまでさかのぼります [Syl³. 332 = SEG 38, 620, 6-11, ca. 306-298 BC. カサンドロスからペルディッカスへの土地の贈与の承認。ペルディッカスは、フィリポス2世から祖父に譲渡された土地の保有の承認を求めた]。さらに [別の地域から] *eis to patrikon* という表現も2例知られていますが、マケドニアがモデルとされたにちがいありません。すなわち、イカロス (ペルシア湾のクウェート沖合のファイラカ島) 出土のセレウコス2世の時代のあるいは可能性としてはアンティオコス3世の時代の碑文において、セレウコス朝の王がイカロス島に植民したマケドニア人に世襲の所領として下賜した土地について、この語が用いられています [IK Estremo oriente 422, 26, 239 BC?]. また、アンティオコス3世の時代、前200-195年のものとされるパレスティナ出土のいわゆるスキュトポリス (現ヘフズィバ) 碑文 [SEG 29, 1613; SEG 39, 1636] では、プトレマイオス将軍⁵が王にあてた覚え書きにおいて自身の所有する村々について次のように述べています。「私の所領である村々は、世襲の所領であれ、私のために王が登録するよう命じたものであれ (τὰς ὑπ[αρχ]ούσας μοι κώ[μ]ας [ἐγ]γῆσαι καὶ εἰς [τ]ὸ πα[τ]ρικὸν καὶ εἰς [ἄ]ς σὺ προ[σ]έταξας καταγράψ[αι]...)」(当該行については多数の解釈があり、また多数の翻訳がありますが、私はルチア・クリスクオロの解釈と翻訳にしたがっています⁶。プトレマイオスに世襲の所領として与えられた村々には、彼がすでに手にしていたものと、王によって彼の名義になることが命じられたばかりのものがありました)。

ミュラサとその周辺の地域 [すなわち、ミュラサ、ラブラウンダ、オリュモス、ヒュダイ、シヌリ、ヒュラリマ] においては、用語の初出は前3世紀半ばころです。すなわち、上述した、おおざっぱに言って前2世紀の一連の土地の売却と賃貸借に関する文書にこの用語が現れる前のことです。さっそく古い時代の文書について論じていきましょう。

私の考えるところ、たとえ形式が異なっても (そして後で振り返るように、内容に明確な差異が認められるにせよ)、ミュラサの用語がマケドニア起源であることは疑いありません。分布の状況は、単なる一致と考えるにはあまりにも限定的です。

マケドニアにおいてもミュラサにおいても、用語は何らかの譲渡の様式、すなわち「相続権をとらせた」譲渡の様式をあらわすために用いられています。文字どおりの意味は、「先祖伝来の財産の間で」とか「先祖伝来の財産の中に」となるでしょう。まず、マケドニアの文脈から見ていきましょう。マケドニアおよびテッサリアの文書においては、*em patrikois* という語はもっぱら王室領の贈与、すなわち *dôrea* [贈り物としての所領] あるいは *klérois* [割り当て地] について使われ、ここでは王は個人に世襲の所有物を供与しています。一例としてカサンドレイア出土の文書を取り上げます。「リュシマコス王はハルパロスの息子リムナイオスに世襲の所有物の一環として土地を与えた。……彼と彼の子孫に、所有し、支配し、彼らがのぞむ誰にでも売却し、譲り渡し、与えることができ

⁶ L. Criscuolo, La formula en patrikois nelle iscrizioni di Cassandrea, *Chiron* 41 (2011) 461-485.

る土地を (βασιλεὺς Λυσιμάχος δέδωκεν Λιμναίῳ Ἀρπάλου ἐμ πατρικοῖς τοὺς ἀγρούς, ... καὶ αὐτῶι καὶ ἐγγόνοις κεκτηῖσθαι κυρίοις οὐσι κα[] πωλεῖν καὶ ἀλλάσσεισθα[] καὶ διδόναι οἷς ἂν βούλωνται)] (SEG 38, 619, 305-297 BC)。

下賜された所領はその権利関係が変わり、ある個人の世襲地の一部となりました。そしてそれは子孫に引き継ぐことも売ることも譲り渡すこともできたのです。果たして王がこうした土地に対して最終的な所有権を有しつづけたのかどうか、すなわち上級所有権 (un droit de propriété éminente) を有していたのかどうかについては、過去にも近年にも激しい論争が繰り広げられてきました。そして、部分的にはミュラサの賃貸借関連の文書は、王室からの *em patrikois* の原則にもとづく贈与は、一種の世襲的な資格にすぎず、王によって取り消し可能でも更新可能でもあったと主張する人びとの議論に寄与してきました。しかしマケドニアの場合、下賜された土地は、実際にその権利関係を変え、受領者とその子孫の世襲地となったことは明らかだと思われ (このことは、マケドニア出土の史料が増えたことで今や通説となっていることですが、クリスクオロの上述の論文とヘリーとツィアファリアスによる共著論文が説得的に論じています)⁷。一方、アラン・ブレンソンはこれに反論し、ロストフツェフの提唱した説を支持しています⁸。ロストフツェフの説⁹は、ミュラサの賃貸借に関するディーデリヒ・ペーレントの今なお重要な論文でも支持されました¹⁰。彼によれば、マケドニアの *em patrikois* の原則にもとづく贈与は王権にとどまるのが常であり、王によって取り消し得るものでした。実際、ペーレントはファイラカとスキュトポリスの文書についても同様に解釈しました。

我々の場は小アジアであり、アケメネス朝以後のコンテクストにあるので、文書史料からも文献史料の叙述からも、アケメネス朝の王から下賜された所領は別のカテゴリーに属していたことをここで強調しておく必要があります。王から下賜された、サルデイス近くのムネシマコスの所領について記録した有名な碑文 [I. Sardis 1] は、こうした土地は決して無条件に下賜されたものではなく、いつでも取り消し可能であり、永久に王の手中にとどまっていたことをはっきりと示しています。ピーター・ソウネマンの論文は、このことを強調する近年の諸論文のうちの一例です¹¹。贈与された所領、すなわち *dôrea* の原理はマケドニア王朝でもアケメネス朝でも知られており、おそらく相互に影響を受けていたか、少なくとも双方ともに認知していたであろうけれども、両者の類似はここまでです。リチャード・ピロウズは著書 *Kings and Colonists* の中で、ムネシマコスの *dôrea* の事例を裏付けに使って、マケドニア王室では贈与された土地はいつでも贈与の取り消しが可能であったと主張しました¹²。すなわち、ムネシマコスの *dôrea* は、アケメネス朝の王領の下賜のシステムではなくマケドニアのシステムにもとづいたものであったと解

⁷ L. Criscuolo (上掲註 6) ; A. Tziafalias and B. Helly, Lettres royales de Démétrios II et Antigone Dôsôn, *SE* 24 (2010) 71-125.

⁸ A. Bresson, *L'économie de la Grèce des cités I*, Paris, 2007, 116-122.

⁹ [M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World*, Oxford, 1941].

¹⁰ D. Behrend, (上掲註 5) , 145-168.

¹¹ P. Thonemann, Estates and the Land in Early Hellenistic Asia Minor: the Estate of Krateuas, *Chiron* 39 (2009) 363-393.

¹² R.A. Billows, *Kings and Colonists: Aspects of Macedonian Imperialism*, Leiden, 1995, [135-7].

積したわけですが、彼の奮闘は、ミルティアデス・ハツオプロス (BE 1997, 403, p. 555) とピエール・ブリアンの多くの論文¹³によって完全に否定されました。アケメネス朝における土地あるいは都市の贈与は、そこから上がる収益の贈与であるのが常であり、土地が受益者の所有に移管されることは決してなく、それゆえマケドニアのシステムとは大きく異なっていたのです。

ここでもう一度強調しておかなくてはならないことは、マケドニアにおいては、*em patrikois* という表現が王から一般人への所有権の移管と関わっていたということです。同じことは、どちらも *eis to patrikon* というフレーズを用いているファイラカとおそらくはスキュトポリスの事例にも当てはまると思われる。一方、ミュラサの文書においては、*eis patrika* は賃貸借の世襲制を指しており、土地そのものは、永遠に神の手中にとどまりました。それは耕作権であり、その賃貸借の権利は子孫に譲渡することができました。それゆえ、世襲の所有権という概念は「マケドニアと」同一ですが、世襲の対象となるものは異なっています。

すでに述べたとおり、語の形式（そして内容）に相違があるにせよ、ミュラサの用語の起源はマケドニアにあるというのが私の考えです。そこで、より正面からこれを論証していかなくてはなりません。また同時に、我々が目にしているものが、すでに実践されていることを説明する単なる便利な用語なのか、それとも習慣それ自体があらゆる法律上の問題とともに新たに導入されたのかについても考察したいと思います。ミュラサ人は「世襲の賃貸借という概念を、経済構造を一変させた社会の法的枠組みを構築するために用いた」というベーレントの言葉を、ここでもう一度繰り返しておきます。

論証のために次の2つの文書が重要です。

一つ目は、ラブラウンダの聖域のめぐる長期にわたる紛争を記録した有名な文書群に由来する3部からなる碑文で、前240-220年代に年代決定されているものです。^{ストラテゴス}将軍にして地方の君主であるオリュンピコス、ミュラサ人、2世代にわたるラブラウンダの神官、3人のヘレニズム君主、そして間接的にクリュサオル同盟が関わりました。ジョナス・クランパによって公刊されて以来¹⁴、このテキストについては広範に議論され、また多くの論文や書籍の中で言及されてきました。数年前に、オリュンピコスに関わる重要な新碑文がジグニ・イサガーとラース・カールソンによって公刊されました¹⁵。さらに10年を待たずに、新たに2枚の碑文がこの一連の記録文書に加わりました。この2つの碑文は *Epigraphica Anatolica* の最新号に公刊されることになっています¹⁶。

本日論ずるテキストは、しかしながら、長年知られているもので、*I. Labraunda 8* (図3) です。このテキストはアンドロンCの建物の南側の地面にあいた穴から9つの断片

¹³ [P. Briant, *Rois, tributs et paysans*, Paris, 1982, 102; id. *Dons de terres et de villes: l'Asie mineure dans le contexte Achéménide*, *REA* 87 (1985) 53-72 など。]

¹⁴ J. Crampa, *Labraunda: Swedish Excavations and Researches* 3. Vol. 1 (1969), Vol. 2 (1972) Stockholm.

¹⁵ S. Isager and L. Karlsson, A New Inscription from Labraunda. Honorary Decree for Olympichos: *I. Labraunda* No. 134 (and No. 49), *EA* 41 (2008) 39-52.

¹⁶ [R. Van Bremen (上掲註2); O. Henry and N. Carless Urwin, A New Olympichos Inscription from Labraunda: *I. Labraunda* 137, *EA* 49 (2016) 27-45].

で発見されたもので、8a、b、cの3つの異なる文書から構成されており、両面に刻まれ、石碑の表面に刻文されていました。裏面には、*I. Labraunda 69* (図4) が刻まれています。3つの文書のうち、2番目の8bから見ていきます。これは、オリュンピコスがミュラサ人に宛てた手紙で、王妃ラオディケから購入した土地と庭園および庭園の付属建造物を贈与し、*eis patrika* の原則にもとづいて賃貸借に出され、その収益が神を称揚する祭典 *panēgyris* のために用いられることが告知されました。

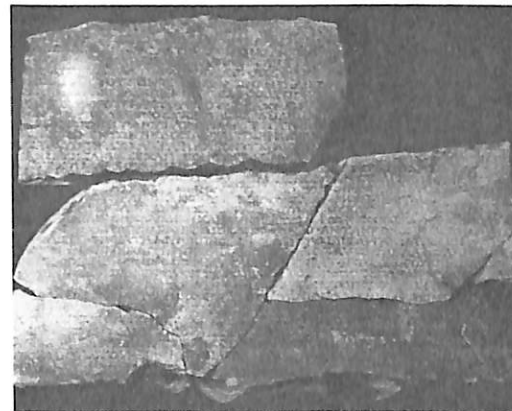


図3 *I. Labraunda 8*

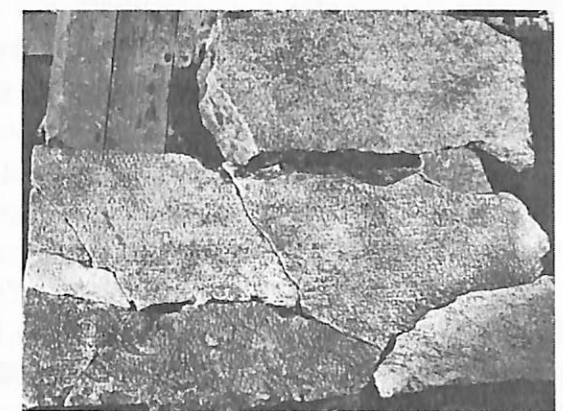


図4 *I. Labraunda 69*

8bにつづく8cはわずか数行からなるもので、[オリュンピコスが贈与した] 所領一覧の頭書からはじまり、その後、「町の周囲の平野部」にある地所のうちの一つについての叙述 (*en Komōondois* と名づけられた土地 [γέας τὰς ὀνομαζομένας ἐν Κομωωνδοῖς]) とそれに隣接する地所と道路についての叙述がつづきます。そのあとは石碑の表面の最下部4センチをのこして何も刻まれていない明らかな空白部分が残されています。27行目(8cの1行目)の *μὲν* は *δέ* を想定するけれども、少なくとも石の表面には現れません。

Epigraphica Anatolica に公刊予定の新しいテキストでは、オリュンピコスが手紙(8b)の中で要請していた「決められた賃料で世襲の原則にもとづいて賃貸に出すことを票決し、我々の手紙を刻文して[ミュラサの]ゼウス・オソゴの聖域および[ラブラウンダの]ゼウス・ラブラウンドスの聖域の最も目立つ場所に建立するのがよからう」(8b: 23-26行)ということ、ミュラサ人が履行したことがわかります。

I. Labraunda 8c は決議と書記への指示の結果です。8cは頭書と贈与した土地の一覧の冒頭部です。すなわち、「オリュンピコスの息子オリュンピコスはゼウス・オソゴに以下を奉納した。町の周辺の平野部にある *en Komōondois* と称される地所……」(27-28行)と記されています。上述したように27行目の *ἐμ μὲν* は、*ἐν δέ* を想定しますが、8cが空白部をもって終わっていることから、「町の周辺の平野部」にある土地の一覧はこれで完結していることを示唆しています。どこかに *ἐν δέ* を求めなくてはならず、そして石碑の裏面に長い土地の一覧が刻まれていることから(*I. Labraunda 69*)、この裏面が一つの候補であることは一目瞭然です。一覧の出だしの部分は欠落していますが(あとで触れる表面の8aの冒頭部分と同じように)、その後、書記が刻文して2つの聖域の最も目立つ場所に展示することを命じられた地所の名称 (*ὀνόματα*) と境界を接する隣接地 (*ὄμοροι καὶ γείτονες*) の一覧が詳細につづきました。

ἐμὲν のあとには ἐν δέ が想定されるという正当な主張にもかかわらず、クランパは 8 と 69 が同一の文書に属するという可能性を否定しました ([上掲註 14] Vol. I, p. 62)。彼が 69 と 8 は別の文書だとする理由の一つに、両碑文の字体を前 2 世紀後半のものだと考えていることがあります (Vol. II, p. 144)。すなわち、「私は 8 が [前 3 世紀後半の] 原本 [の写しの] であり、69 は当時 (すなわち前 2 世紀後半に) ゼウスが所有していた土地の補遺として [同時に] 刻まれたと考えたい」。これらの 2 つの碑文の拓本を検討し、さらにポントゥス・ヘルストリヨームの提供してくれたよりよい写真を使うことから、この石碑の表面も裏面も前 2 世紀後半ではなく、オリュンピコス時代、すなわち前 3 世紀の後半に刻まれたものであると私は確信しています。すなわち、69 の 14 箇所地所の一覧は、オリュンピコスによってゼウス・オソゴーとミュラサ人に贈与された地所に加えられるべきものであると考えます。これについては、*Epigraphica Anatolica* に掲載予定の論文の中でより詳細に論じています。もしもこれが正しければ、オリュンピコスがミュラサに与えた贈与の規模は全く異なることになります。それは相当の規模に及ぶものでした。また贈与された土地の大部分が実にゼウス・ラブラウンダの土地と接していたということに注目するならば、このことはさらに重要なことだと言えます。

ここで *I. Labraunda* 8b および 8c と石碑の最上部に位置し、決議の一部を記した断片的な 8a との関係に移りましょう。8a の最初の 7 行は、法的手続きと処罰に関するものです (ここにはミュラサ人の決議に反することをおこなった者に対する公民権および財産の喪失と呪詛が含まれています。すなわち、「彼と彼の子孫には破滅があること。また呪われ、名誉を剥奪され、……彼の財産はゼウス・オソゴーのものとなること (ἐξώλης ἔστω αὐτὸς καὶ οἱ ἐξ αὐτοῦ καὶ ἐπικατάρατος καὶ ἄτιμος ... καὶ ἔστω τὰ ὑπάρχοντα αὐτοῦ ἱερά Διὸς Ὀσ[ογω])」) とされました。欲するものは誰でも、このような行為をしでかした人物に対して、期限を区切られることなく訴訟を起こすことができました ([καὶ ἐξέστω τῶι βου]λομένωι εὐθύνην τὸν μὴ ἐμμεῖναντα ἄνευ π[ροθεσμίας] παρευρέσει μ[η]δεμῖα ἑκκλειομένωι)。この最後の宣言 (6-8 行目) の後、決議は次の驚くべき文言をもって終わります。すなわち ἐμισθώσατο Ὀλύππιχος ἀ[ὐτὰ παρ' ἡμῶν εἰς πατρικὰ] τάκτου φόρου ἐκάστου ἔτους δραχμῶν Ἀλεξ[ανδρείων -----](8-9)。オリュンピコスは贈与した土地をミュラサ人から自ら賃借したのです。

オリュンピコスがミュラサ人から *eis patrika* にもとづいて、決められた価格で、自分が譲渡した土地をミュラサ人から賃借することと、この決議で採択された厳しい法手続きとの間にはどのような関係があるのでしょうか。処罰の口調と性格は、一般に賃借借の手続きで想定されるものではありません。むしろ重大な政治犯罪に使われるたぐいのものであり、たとえば、マウソロスに対する暗殺未遂者に対する処罰や (*I. Mylasa* 1, 15-16; 2, 10-15)、危機に瀕して宣誓がおこなわれるような文書 (一例を挙げれば、エウメネス 1 世と兵士との間で交わされた合意: *lvPI* 13, *OGIS* 266)、新しい法を制定したり既存の法に変更を加える時や、宗教儀礼に関する規定 (たとえば、カッソーソス出土の *I. Mylasa* 941)、神官職の売買 (たとえばブリエネ出土の Sokolowski, *LSAM* 38B, 13-17; *SEG* 15, 690) などで見られるものです。

それゆえ、現状では仮説であることを認めざるを得ないけれども、私は、オリュンピコスの *eis patrika* にもとづいて、すなわちマケドニアの語彙を用いるならば「世襲の所

有権にもとづいて」土地を賃借するというやり方は、単に新しい概念や新しい言葉をミュラサ人にもたらしたのではなく、既存の手続きに関する法律の翻案を必要とするような、あるいは新しい法の採用を必要とするような新たな手続き方法をもたらしたのではないかと推測します。8a にみられる語法は、既存の手続きに関する重要かつ永続的な変更が加えられたと想定しないと説明できないように思われます。

ミュラサ人によるマケドニアの語彙の採用は、異なる環境に適合させた既存の概念の一種の変異と考えればよいのでしょうか。その場合、オリュンピコスを中心とする煽動者にとらえ、ミュラサ人は彼にしたがって概念を受容し順応したと考えればよいのでしょうか。オリュンピコスが贈与した (そして最近まで王領であった) 土地の性格と贈与自体の崇高な、とりわけ王朝的なジェスチャー (15-16 行目: αἰρού[μ]εν[οι] δ' ἐν οὐθε]νι δ[ε]ῦτεροι εἶναι τῶν εὐεργετησάντων προ[τὲ] τὴν πόλιν [町に恩恵をもたらすことについて誰にも引けをとらぬことを望み]) が手続きの枠組みづくりに役割を果たしたのでしょうか。個人に与えられたマケドニア王室の *dôrea* とは異なり、オリュンピコスは地所を神と神の祭儀を管理する共同体であるミュラサ人に与えました。彼らの神に役立てるためには、土地は貸し出されなくてはなりません。その収益が永久に神のためにあるように ([20-21 行目:] ἵνα δὲ καὶ ἡ ἀπὸ το[ύ]των πρόσσδος ὑπάρχηι τῶι θεῶι ἐς τὸν ἅπαντα χρόνον)、マケドニアでは土地の所有権の譲渡という別の意味で使われていた世襲の所有権という概念が、ここでは賃借借契約の世襲的保有の権利に適用されたのです。賃借人がたまたまオリュンピコス自身であったということは希有なことではありますが、話の筋において受け入れざるを得ないねじれでした。王領になる以前に、この土地がヘカトムノス朝の所領であったにちがいないことは皮肉です。それゆえ、ヘカトムノス家の神ゼウス・ラブラウンスではなく、ミュラサ人の神ゼウス・オソゴーに土地を永久に授与することで、オリュンピコスはその土地を永遠にヘカトムノス家のコントロールから遠ざけたのです。

よくあることですが、この用語がオリュンピコスの贈与の行為に初めて用いられたとはっきりと証明することはできません。否定する論拠がないからそうだという沈黙論法について改めて言うまでもありません。定期的な収入を生み出すための土地賃借の手続きは、それが神殿領であれ、公有地であれ、部族やシュングネイアに属するものであれ、カリアでは前 3 世紀半ば以前には存在していたかもしれません。さらに世襲的要素も存在していたかもしれません。現在までのところ、私たちは広域ミュラサからは直接的な史料を持ち合わせていません。

それでも、*eis ta patrika* という用語が用いられた前 3 世紀の事例がオリュンピコスの手紙以外にもう一つあります。ミュラサの部族の 1 つであるオトールコンデイス部族の決議にあらわれますが、「前 3 世紀」という漠然とした年代以上に決議年代を絞られていません。この碑文については、ビッカーマンやロベール、ゴティエなどによって言及され、セレウコス朝の王室経済についてのアペルギスの著作の中でも言及されています¹⁷。さ

¹⁷ [M. Aperghis, *The Seleukid Royal Economy. The Finances and Financial Administration of the Seleukid Empire*, Cambridge, 2004].

らに近年では、デスカとペルナンによって¹⁸、またリーガーとアシュトンによって議論されていますが¹⁹、誰も「[ヘレニズム時代] 初期」、「前3世紀」、「セレウコス期」といったくり以上に踏み込もうとはしていません。このきわめて興味深い文書は、非常に読みにくい拓本が現存するのみですが、オートルコンデイス部族が主要民会において部族に属する土地を *eis ta patrika* にもとづいて毎年金貨40スタテールの賃料で貸し出す決議をしたことが示されています²⁰。賃借人は土地を一般の農民が自身の土地を耕すように耕し、租税と「何であれ王室金庫から、あるいは国庫から生ずるもの」を自身の土地を耕している人びとと同様にすべて支払うこと」が取り決められました。彼らは土地を売却することも、抵当に入れることも、譲渡することもできず、王室金庫であれ国庫であれ個人に対してであれ、負債の担保にすることもできませんでした²¹。

この決議の年代は不明ですが、用いられている語彙は明らかにマケドニア由来です。王室金庫という語からセレウコス朝のコンテクストであることが示唆されます(プロトレマイオス朝の王たちは前270年代から60年代にかけてこの領域を支配していましたが、この用語を用いることは、私の知るかぎり、ありませんでした)。しかしながら、セレウコス朝の影響だとしても、どの王かという選択の余地があります。アンティオコス3世がこの地を再征服した前3世紀の最後の数十年におくこともできます。しかし、前240年代(セレウコス2世とオリュンピオスの時代)も同様に可能です。というのも、前246年にセレウコス2世から彼の将軍オリュンピオスをとおして町に与えられた自治と民主政は、要請されればポリスが王室金庫に納税する義務から解放されたということの意味してはいなかったからです。この義務自体からテキストの年代決定をすることはできませんし、残念ながら *chrysous* [= *chrysous statêr*: 金貨] の使用から年代決定をすることもできません。字体もまた使えません。拓本から把握できることでは正確に年代を推定することはきわめて困難です。前3世紀後半という年代は可能性としてはたしかにありうるでしょうが、それでも非常に不確かです。碑文本体がふたたび発見されるか、同名のステファネフォロスおよび(あるいは)オイコノモイによって年代の示された別のテキストが見つかるまでは、私たちは年代については決めてかからないでいるべきです。もしもこのテキストがオリュンピオス文書に先立つもので、前250年代に属するものだとすれば(アンティオコス2世は前250年代の早い時期にこの地を征服したと推測されています)、語彙と手続きが早い段階で採用されたと想定しなくてはなりません。すな

¹⁸ R. Descat et I. Pernin, notes sur la chronologie et l'histoire des baux de Mylasa, *SE* 20 (2008) 285-314.

¹⁹ [R.H. Ashton and G. Reger, *The Pseudo-Rhodian Drachms of Mylasa Revisited*, in P. van Alfen ed., *Agoronomia. Studies in Money and Exchange Presented to John H. Kroll*, New York, 2006, 125-150].

²⁰ *I. Mylasa* 201 とそこに挙げてある参考文献、および Pernin, op.cit., 137. 拓本はウィーンの小アジアのKommissionが所蔵している。Descat et Pernin (註18)はこの拓本を用いず、Hulaのスケッチのファクシミリからテキストをおこしている。

²¹ Ll. 6-12: [ἵνα γεωρ]γῶνται οἱ μισθωσάμενοι τῆγ γῆν καθάπερ καὶ οἱ λοιποὶ τὰς ἰδίας γεωργίας ἐργάζονται, καὶ τὰς τε εἰσφοράς διορθώσονται πάσας [καὶ τὰ] προσπί[π]τοντα ἐκ τοῦ βασιλικοῦ ἢ [πολι]τικοῦ καθάπερ καὶ οἱ τὰς ἰδίας γεωργίας γεωργοῦντες· μὴ ἐξέστω δὲ τοῖς μισθωσαμ[έ]νοις μήτε ἀποδόσθαι τῆγ γῆν ταύτην μήτε ὑποθεῖναι μηδὲ ἄλλοις παραδοῦναι μηδ' ἐ[νέχ]υρα παρέχεσθαι πρὸς τι τῶν ὀφειλημάτων μήτε εἰς τὸ βασιλικὸν μήτε εἰς τὸ πολιτικὸν μήτε ἰδιώτηι μηθευί·

わち、アンティオコス2世の時代か、あるいはさらにさかのぼって、おそらくはすでにマケドニア人のアサンドロスがサトラペスであった前4世紀の最後の10年間に採用されたと推定できます。アサンドロスがサトラペスであった時代(前323-313年)に、ミュラサではマケドニアの暦が導入され使われるようになったことが知られています。しかしながら、彼の後継者であるプレイスタルコスの時代も、リュシマコスが短期間の間支配していた時代も可能であり、さらにプロトレマイオス朝の影響下におかれた前270年代と260年代もまた必ずしも除外されません。ヘレニズム時代のカリヤの歴史は苦悩の連続であり、とくに西側地区は、イヴァナ・サヴァリの言葉を借りれば、「構造プレート」にはさまれた衝突に耐えていました。「権力者はそれぞれ自分たちの暦を押しつけることで自分たちの支配を象徴的に際立たせました」。

問題は、賃貸借における世襲のシステムが、ヘカトムノス朝の歴代サトラペス、すなわちカリヤのこの地域に多くのことがらを新規に導入した彼らによってもたらされたようには見えないということです。

アサンドロスとオリュンピオスの時代の間、ということはおおむね考え得ることです。そしてマケドニアからの借用という私の一般的見解に対する反論は出されていません。しかしながら、それでもなお私たちは、このきわめて特殊なオリュンピオスの贈与のコンテクストについて明らかにする必要があり、とりわけ 8a に暗示されている何かきわめて重大なことがミュラサ人の法の中で改正されていたということについて明確にする必要があります。前2世紀のいくつかの文書において、土地の売買や獲得(取得の手続きである *embasis* も含みます)、賃貸借について統制するミュラサの法が存在していたことが示されています。例を挙げれば、*I. Mylasa* 220 (= Pernin, op.cit., 159) の3行目では「彼らは法にしたがって入手した (ἐνεβίβασεν κατὰ τὸν νόμον)」と記され、同 208 (Pernin, op.cit., 147) の13行目では、「彼らは売却に関する法にしたがって年間賃料を徴収すること (πράσσοουσιν κατὰ τὸν πωλητικὸν νόμον)」とあります。*I. Mylasa* 802 (Pernin, op.cit., 6 [Olymos]) では、「売却に関する現存の法にしたがって(?) 所有権を神々のために刻した後 (καὶ ἀναγραφαμένους τὰς κυριείας αὐτῶν εἰς τοὺς θεοὺς ἀκολ[ούθως] τοῖς νόμοις τοῖς κειμένους περὶ τῆς ὠνῆς)」とユーダイヒによって補われ、ブリュメルが採用していますが、ペルナンは正しくもこれを否定しています (no. 167)。神の利益のために土地を売買し、その後土地を賃貸借する手続きに関するミュラサ人の法は、どこかの時点で、何らかの形で導入され、発展したものに違いありません。*I. Mylasa* 201、もしくは同じ用語が用いられている他の文書の年代がより正確にわかるようになるまでは、オリュンピオスこそが後の発展について本人も想像し得なかったような一連のプロセスを押し進めた人物であったという推測をつづけることになるでしょう。

【関連史料】

1. *I. Labraunda 8* (一箇所をのぞき A. Bencivenni, *Progetti di riforme costituzionali nelle epigrafi greche dei secoli IV-II a.C.*, Bologna, 2003, 251-253 のテキストにもとづく)

a. ミュラサ人の決議の末部

[------παρὰ τὰ]
[δεδογμένα εὐ[θ]ύνεσθαι παρευρέσει μηδεμίᾳ [---- c.15 -----· ἐὰν δὲ]
[ῆ] παραλάβη τις τὴν εὐθύναν ἢ εἰσαγάγη ἢ δικα[στής δικάσῃ ἢ δῶι παρὰ]
4 τὰ δεδογμένα παρευρέσει ἡτιν<ι>οῦν, ἐξώλης [ἔστω αὐτὸς καὶ οἱ ἐξ αὐ]-
τοῦ καὶ ἐπικατάρατος καὶ ἄτιμος καὶ προσαπο[τεισάτω δραχμᾶς - c.5 -]-
ας καὶ ἔστω τὰ ὑπάρχοντα αὐτοῦ ἱερά Διὸς Ὅσο[ογω καὶ ἐξέστω τῶι βου]-
λομένωι εὐθύνειν τὸν μὴ ἐμμέναντα ἄνευ π[ροθεσμίας παρευρέσει μη]-
8 δεμίᾳ ἐκκλειομένωι· ἐμισθώσατο Ὀλύμπιχος ἀ[ὐτὰ παρ' ἡμῶν εἰς πατρικὰ]
τακτοῦ φόρου ἐκάστου ἔτους δραχμῶν Ἀλεξ[ανδρείων ---c.11----]
ων

……決定に反して、いかなる名目をもってしても告発をすることはできない。……もし何人か告発したり、訴訟に持ちこんだり、裁判員として決定されたことに反する判決を下したり提案したりしたならば、彼、および彼の子孫には破滅があること。また呪われ、公民権を喪失し、〇〇ドラクマの罰金を支払い、彼の財産はゼウス・オソゴの聖財となること。また誰であれ望む者は、決定を守らぬ者に対して期限を設けずいかなる口実も設けずに告発できること。オリュンピコスはいかなる土地を我々から、世襲の原則にもとづいて、決められた賃料、すなわち〇〇アレクサンドロス・ドラクマで賃借した。

b. オリュンピコスの手紙

vac. Ὀλύμπιχος τῆι βουλῆι καὶ τῶι δήμωι χαίρειν προαιρούμενοι]
[ε]υεργετῆιν ἐν παντί καιρῶι τὰ μέγιστα τὴν πα[τρίδα οὐθενὸς οὐδέποτε]
12 ἀπέστημεν τῶν εἰς δόξαν καὶ τιμὴν ἀνηκόν[των μεγάλους ὑποστάντες ὑ]-
πὲρ ὑμῶν κινδύνους· παραλαβόντες γὰρ τὴν [ὑμετέραν πόλιν τὴν φρου]-
ραν ἐκ τῆς ἄκρας ἐξαγαγόντες ἐλευθέραν [καὶ] δημοκρατουμένην ἀπο-
κατεστήσαμεν ὑμῖν· αἰρού[μενοι δ' ἐν οὐθε]νι δ[ε]ῦτεροι εἶναι τῶν εὐεργετη-
16 σάντων προ[τὲ τὴν πό]λιν [. . .]δε βουλόμενοι ὑμῖν τε χαρίζεσθαι καὶ τὰ ἱε-
[ρὰ τὰ ἐν τ]ῆι πατρίδι αὔξειν τὰς ὑπαρχούσας ἡμῖν γέας πάσας καὶ τοὺς
[παραδει]λους καὶ τὰς ἐν τούτοις ἐπούσας οἰκίσεις καὶ τὰ προσκύροντα
[πάντα] ταῖς γέαις ταύταις κατὰ τὰς προὔπαρχούσας ὁμοφρείας ἃ εἰδώνμα[ι]
20 [παρὰ βασι]λισσῆς Λαοδίκης, ἀνατίθημι τῶι Διὶ τῶι Ὅσογωι ἵνα δὲ καὶ ἡ ἀπὸ τῶ[υ]-
[των] πρόσδοδος ὑπάρχῃ τῶι θεῶι ἐς τὸν ἅπαντα χρόνον καὶ καταναλισ-
[κῃ]ται εἰς τὴν κατὰ μῆνα γινομένην παν<ήγυριν> τῶι Διὶ, καὶ τὰ ἀνατεθέντα ὑφ' ἡ-
[μῶν] ἐμ μνήμη καὶ τηρήσει ἡ, καὶ ἡ πρόσδοδος αὔξῃται· καλῶς ἂν ποιήσαι-
24 [τ]ε ψηφισάμενοι μισθῶσαι αὐτὰ εἰς πατρικὰ τακτοῦ φόρου καὶ ἀναγράψαι
τὰ ὑφ' ἡμῶν γραφέντα ἐν τῶι ἱερῶ[ι] τοῦ Δι[ι]ὸς Ὅσογω καὶ ἐν τῶι ἱερῶ[ι] τοῦ
[Δι]ὸς Λαβραῦνδου ἐν τοῖς ἐπιφανεστάτοις τόποις. ννν ἔρρ[ωσθε.] vac

13 行目: πόλιν の後に καὶ があるべき。16 行目: βουλόμενοι の前に Crampa は τὰδε を、Robert, Habicht, Bencivenni は καὶ を補う。Robert の補いの方が意味は通じるが、Δ の後に E が刻まれていることは写真から明らかである。49 (2016) 8, fig. 10 の上端]。20 行目: Habicht は ἵνα δὲ, Crampa は τὰδε と読む。24 行目: PHI (PH260068) では、τακτοῦ の後の φόρου が脱落している。

オリュンピコスが評議会と民会に挨拶申す。我々はいかなる時にもできる限り祖国に対して善行をしようと欲し、あなた方のために危険に従事して栄誉と名誉から決して逃げようとはしなかった。あなた方の町を受け取って砦から守備隊を追放し、自由と民主政の体制をあなた方に回復した。町に恩恵をもたらすことについて誰にも引けをとらぬことを望み、あなた方に親切であり、あなた方の祖国の聖域の収益を増やすことを望んで、我々のすべての土地と庭園とその中にある建物と、現存の境界にしたがってそれらの土地に付随するすべてのものを、私はゼウス・オソゴに奉納する。それらは私が王妃ラオディケから購入したものである。そして収益は永久に神のものであるように。ゼウスをたたえる月祭のために使われるように。我らによって奉納されたものが記憶に残り、手入れをされるように。収益が増大するように。上記を決められた賃料で世襲の原則にもとづいて賃貸に出すことを票決し、我々の手紙を刻文してゼウス・オソゴとゼウス・ラブラウンドスの両神域の最も目立つ場所に建立するのがよかろう。ごきげんよう。

c. 寄贈された土地一覧の冒頭部

28 Τάδε ἀνέθηκεν Ὀλύμπιχος Ὀλυμπί[χ]ου Διὶ Ὅσογωι· ἐμ μὲν τῶι περὶ πόλιν πε-
δίοι γέας τὰς ὀνομαζομένας ἐν Κομωονδοῖς, αἷς ὁμοροῦσιν Ἀλέξαν- νν
δρος Ἀριστέου, Μενόιτας Πολίτ[ο]υ, Ζηνόδοτος Πολίτου, Οὐλι<ά>δης Πολίτου
καὶ ἱερός τόπος Διὸς Ὅσογωλλιος καὶ ΙΕΥΣ Σίνυρι, υἱὸς Ἰατροκλέους Δι-
32 ονύσιος Ἡρακλείδου, Ἰεροκλῆς Πρωτέου, Ἐστιαῖος Εἰρηναίου, Ἀριστέας Ἰα-
τροκλέους τοῦ Ἀρρ[ί]σιος καὶ αἱ ὁδοὶ δύο ἡ τε ἐπὶ Καλβισσοῦ καὶ ἐπὶ Ἰερὰν Κώ-
μην. vac.

27 行目: 石および初校訂では Τάδε。Habicht の校訂では τάδε。ただし、新碑文 [下記] 7 行目末の: τὰδε ἀν[-] に注目せよ。30 行目: Crampa は <ὁ> ἱε<ρός> Υς。石では ΙΕΥΣ と読める。

以下をオリュンピコスの息子オリュンピコスがゼウス・オソゴに奉納した。まず、ポリス周囲の平野部にある「コモンドイスの」と名付けられている土地を。これに隣接しているのは……

2. ミュラサ出土の新碑文(ゼウス・オソゴの神域に建立?): EA 49 (2016), 1-26, figs. 5-9

[------c. 21-23 ----- πᾶ]σι φανερό[ν] ἦι [. . . .]
[ἀναγραφῆ]ναι τότε τὸ ψήφισμα ὑπὸ τοῦ γραμματέω[ς]
[ἀναγραφάτω δὲ καὶ τ]ὰ ὀνόματα τῶν γεῶν καὶ τῶν παρ[α]-
4 [δείσων καὶ οἰκίσεω]ν καὶ τῶν λοιπῶν τῶν συνκυρόν- νν
[των κατὰ τοὺς προὔ]παρχοντας περιορισμούς ἐν (?) τῆι ὠν[ῆι]
[πάντα ἃ ἐώνηται Ὀ]λύμπιχος παρὰ βασιλίσ[σ]ης Λαοδίκη[ς]
[καὶ ἐπιγραφῆν π]οισάσθω τῶν γεῶν τήνδε· Τάδε ἀν-
8 [έθηκεν Ὀλύμπι]χος Ὀλυμπίχου Διὶ Ὅσογωι· τὴν δὲ ἀνα-
[γραφῆν ποιη]σάσθω λαβὼν τὰ ὀνόματα καὶ τὰς ὁμο[υ]-
[ρείας . . .] Ι Ι ΣΞΝ ΣΤΑ τοῖς ἱερο[ῖς . . .]

……すべての人びとに明らかになるように、この決議が書記によって刻文されること。また彼は、土地、庭園と建造物、その他付随するものの名称も、購買〔契約〕にある（？）現存の境界にしたがって刻むこと。オリュンピコスが王妃ラオディケから購入したすべて（？）を。以下を土地（一覧）の頭書として刻むこと。「以下をオリュンピコスの息子オリュンピコスはゼウス・オンゴーに奉納した。」と。名称と隣接する土地（の名称）を受け取って刻文すること。……神域に……

3. I. *Mylasa 201* (Pernin [註 3] no. 137)

[ἐπί] στεφ[ανηφόρου Ἱεροκλείους] τοῦ Μενίππου, μηνὸς [—] ἐκκλησίας κυρία[ς] γενομένης ἐν]
 [Τ]αυροφονίους κατὰ τὰ πάτρια· τύχη τῆ ἀγαθῆ· [εἰς μισθωσιν] ἔδωκεν ἢ φυλῆ ἢ Ὀτωρκ[ουδέων καὶ οἱ]
 αἰρεθέντες ὑπὸ τῆς Ὀτωρκουδέων φυλῆς οἰκονόμοι Ἐρμίας Ἐκαταίου, Ἰάσων Παμ[μένου, καὶ οἱ]
 4 ταμίαι Θυσσος Ἀπολλωνίου, Ἀπολλώνιος Μόσχου, γῆν τὴν Ὀτωρκουδέων τῆ[ν ἐν Κυβί]-
 μοις εἰς τὰ πατρικά, ἐκάστου ἔτους χρυσῶν τεσσαράκοντα· ἄρξει δὲ τῆς ἐρ[γασίας]
 χρόνος ἐπὶ στεφανηφόρου τοῦ μετὰ Ἱεροκλῆν Μενίππου ἔσομένου, μὴν Περ[ίτιος· ἴ]να γεωρ]-
 γῶνται οἱ μισθωσάμενοι τῆν γῆν καθάπερ καὶ οἱ λοιποὶ τὰς ἰδίας γεωργίας ἐ[ργάζου]-
 8 ται, καὶ τὰς τε εἰσφορὰς διορθῶσονται πάσας [καὶ τὰ] προσπί[π]τοντα ἐκ τοῦ βασιλικοῦ ἢ [πολι]-
 τικοῦ καθάπερ καὶ οἱ τὰς ἰδίας γεωργίας γεωργοῦντες μὴ ἐξέστω δὲ τοῖς μισθωσαμ[ε]-
 νοις μήτε ἀποδόσθαι τῆν γῆν ταύτην μήτε ὑποθεῖναι μηδὲ ἄλλοις παραδοῦναι μηδ' ἐ[νέ]-
 [χ]υρα παρέχεσθαι πρὸς τι τῶν ὀφειλημάτων μήτε εἰς τὸ βασιλικὸν μήτε εἰς τὸ πολιτικὸν μή-
 12 τε ἰδιώτηι μηθενί· ἐγγύους δὲ καταστή[σ]ουσιν οἱ μισθωσάμενοι ἀξιο[χρέ]ους εἰς ἔκτεισι[ν]
 εἰς ἔτη δέκ[α, καὶ τὸ] <ν> φόρον διορθῶσονται ἄνει[κον] ἀνυπό[λο]γον ἀτελ[ῆ] πά]ντων· ἐπὶ στε-
 [φανηφόρου Ἱεροκλείους τοῦ Μενίπ]π[ου —]ΠΑΙΙΚΕ[—]

メニッポスの息子ヒエロクレスがステファネフォロスの年、〇〇月、父祖の慣習に従ってタウロフォニア祭の間に開催された主要民会。神慮めでたく。オトールコンデイス部族とオトールコンデイス部族によって選出されたオイコノモイたるヘカタイオスの息子ヘルミアスとパンメネスの息子イアソン、財務官のアポロニオスの息子テュッソスおよびモスコスの息子アポロニオスは、キュビマにあるオトールコンデイスの土地を、世襲の原則にもとづいて、年間の賃料金貨 40 スタテールで賃貸に出した。耕作の時期は、メニッポスの息子ヒエロクレスの後のステファネフォロスの年のペリティオス月にはじまる。賃借人が、他の人びとが自身の耕作地を耕すように耕し、租税（エイスフォラ）および王室金庫ないし国庫から生ずるもの（=税）を自分の耕作地を耕している人びとと同様にすべて収めるために、賃借者はその土地を売り渡すことも、抵当に入れることも、第三者に譲ることも、王室金庫や国庫に負った債務の何某かに対する担保として提供することも、個人に対する負債の担保にすることもできない。賃借人は 10 年間の支払いに十分な保証人をおくこと。またあらゆる税から免れた上で、値引きなく異議申し立てることなく賃料（フォロス）を支払うこと。メニッポスの息子ヒエロクレスがステファネフォロスの年、……。